



環境影響評価制度の現状等について

令和6年11月1日（金）

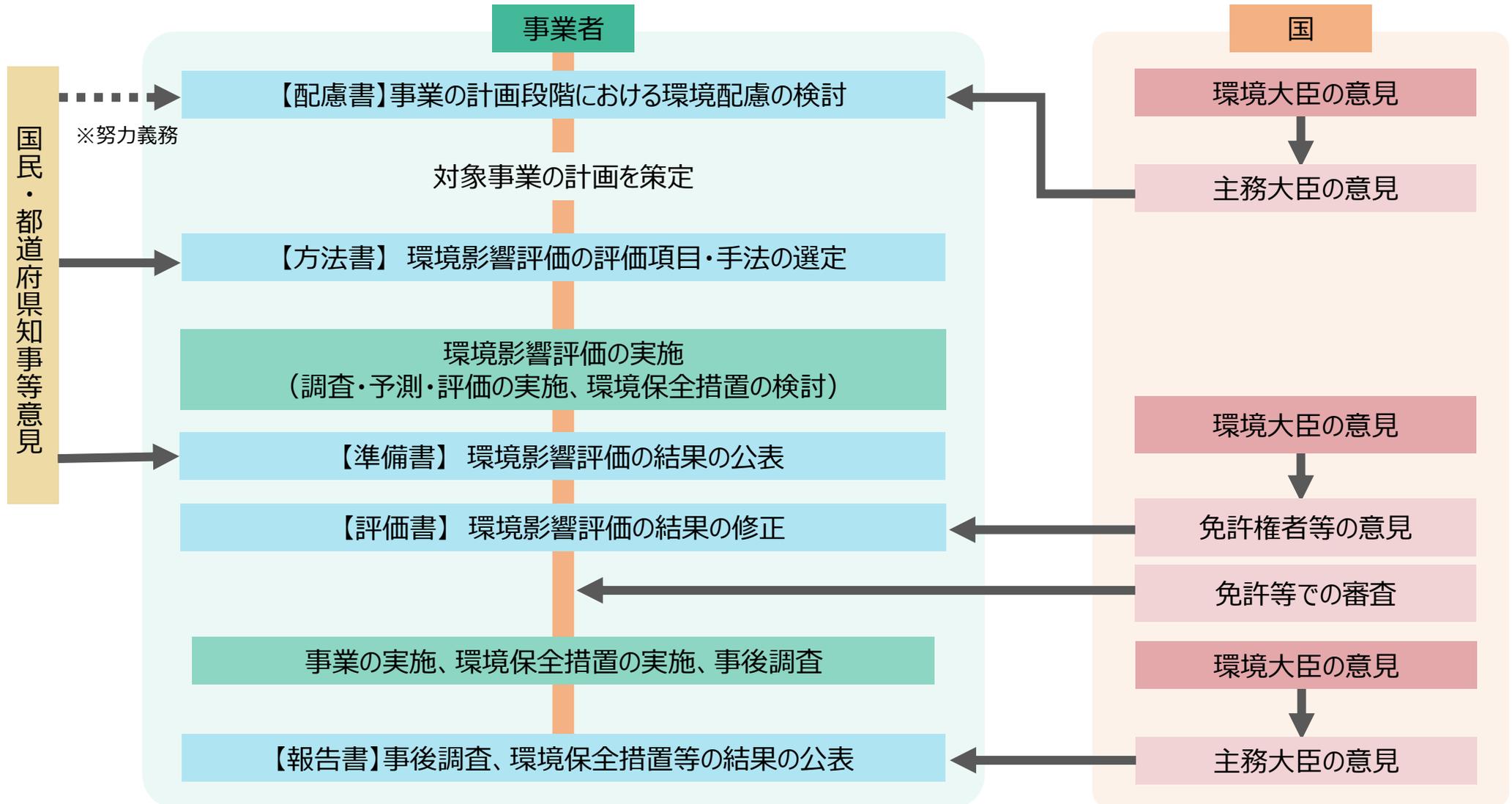
環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課



環境影響評価制度の概要

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続

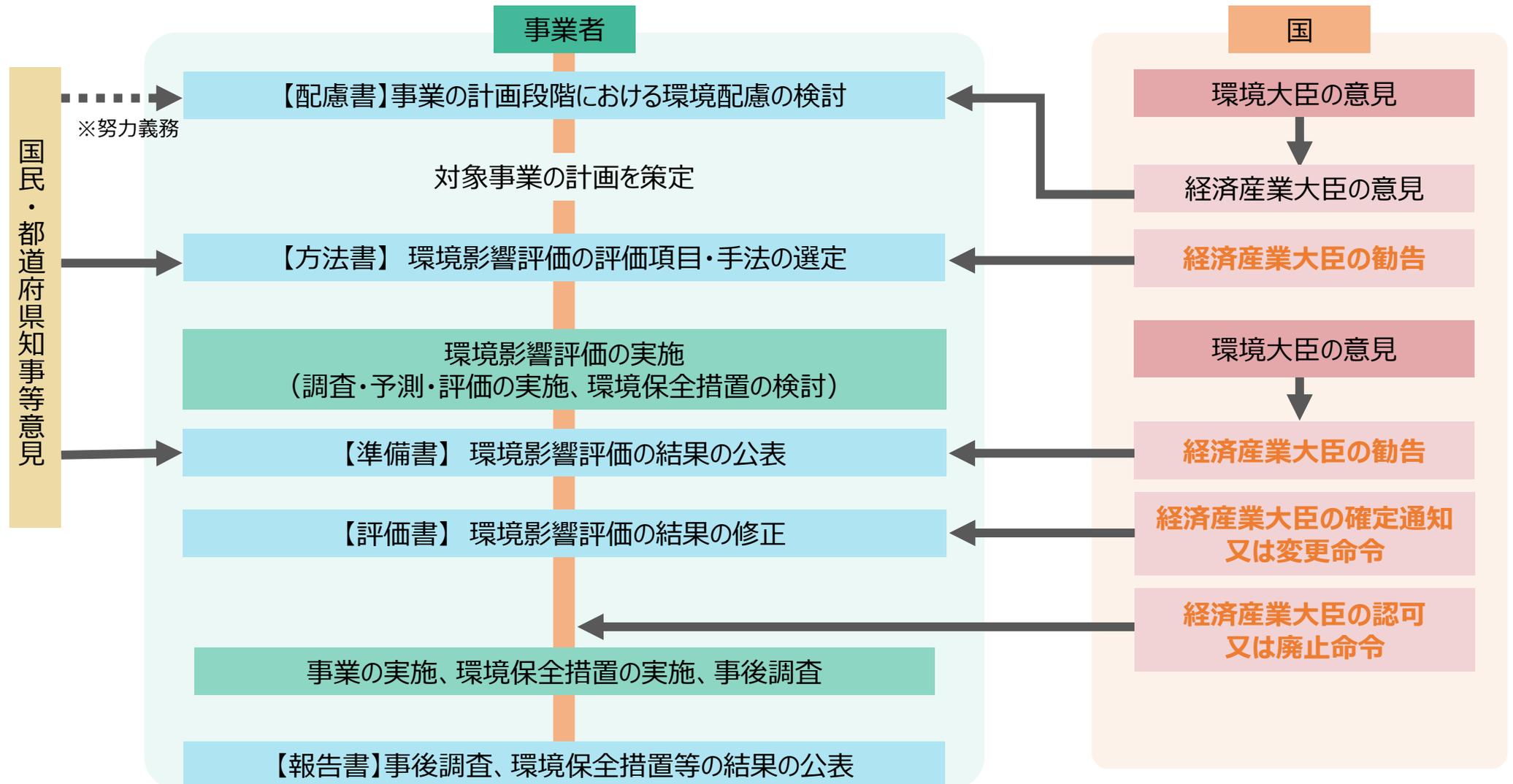
- **環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、事業者自らが事業の実施前に、環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して、国、自治体、国民の意見を聴き、それらの意見を踏まえ、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくための手続**を定めたもの。



環境影響評価法及び電気事業法に基づく発電所に係る環境影響評価手続

- **発電所に係る環境影響評価手続**では、環境影響評価法に基づく規定に加え、**電気事業法に基づく特例が適用**されることにより、手続の各段階において、**国による規制監督の強化等に係る規定が設けられている**。

<発電所の場合の手続の流れ>



(参考) 環境影響評価法における対象事業と規模要件



事業種	第1種事業（環境アセスメントを必ず実施）	第2種事業（環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断）
1 道路 高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	全て 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	— — 4車線以上・7.5km以上 10km未満 幅員6.5m以上・15km以上 20km未満
2 河川 ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha以上 100ha未満 土地改変面積75ha以上 100ha未満
3 鉄道 新幹線鉄道 鉄道、軌道	全て 長さ10km以上	— 長さ7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上 2,500m未満
5 発電所 水力発電 火力発電 地熱発電 原子力発電 太陽電池発電 風力発電	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 全て 出力4万kW以上 出力5万kW以上	出力2.25万kW以上 3万kW未満 出力11.25万kW以上 15万kW未満 出力7,500kW以上 1万kW未満 — 出力3万kW以上 4万kW未満 出力3.75万kW以上 5万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上 30ha未満
7 埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
13 宅地の造成の事業（※1）	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
○港湾計画（※2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

（※1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（※2）港湾計画については、特例手続を実施することとなる。

地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況



- 各地方公共団体が制定する**環境影響評価条例**では、**地域の実情に応じ**、法対象事業の規模要件を満たさない事業や、法対象となっていない事業種を含めた、**幅広い事業が手続の対象とされている**。このように、我が国の環境影響評価制度は、**国と地方公共団体の適切な役割分担の下、法と条例が一体となって、適正な環境配慮の確保に貢献**してきた経緯がある。
- 現在までに、**全ての都道府県と21の政令で定める市***において、**環境影響評価条例が制定**されている。

(※) 事業者に対して直接意見を述べる事ができる市として、政令で定められた市を指す。

制定時期	都道府県	市
平成9年6月以前 (環境影響評価法制定前)	北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、 兵庫県 (6 都道県)	川崎市 (1 市)
平成9年6月～平成13年3月末 (環境影響評価法制定直後)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、 新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、 静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (40 府県)	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、 京都市、大阪市、吹田市、神戸市、広島市、 北九州市、福岡市 (12 市)
平成14年4月～平成23年3月末	石川県 (1 県)	さいたま市、新潟市、堺市、尼崎市 (4 市)
平成23年4月以降 (環境影響評価法改正以降)	—	相模原市、静岡市、浜松市、岡山市 (4 市)

環境影響評価制度の施行状況

事業種別の手続実績及び環境大臣意見等の発出件数



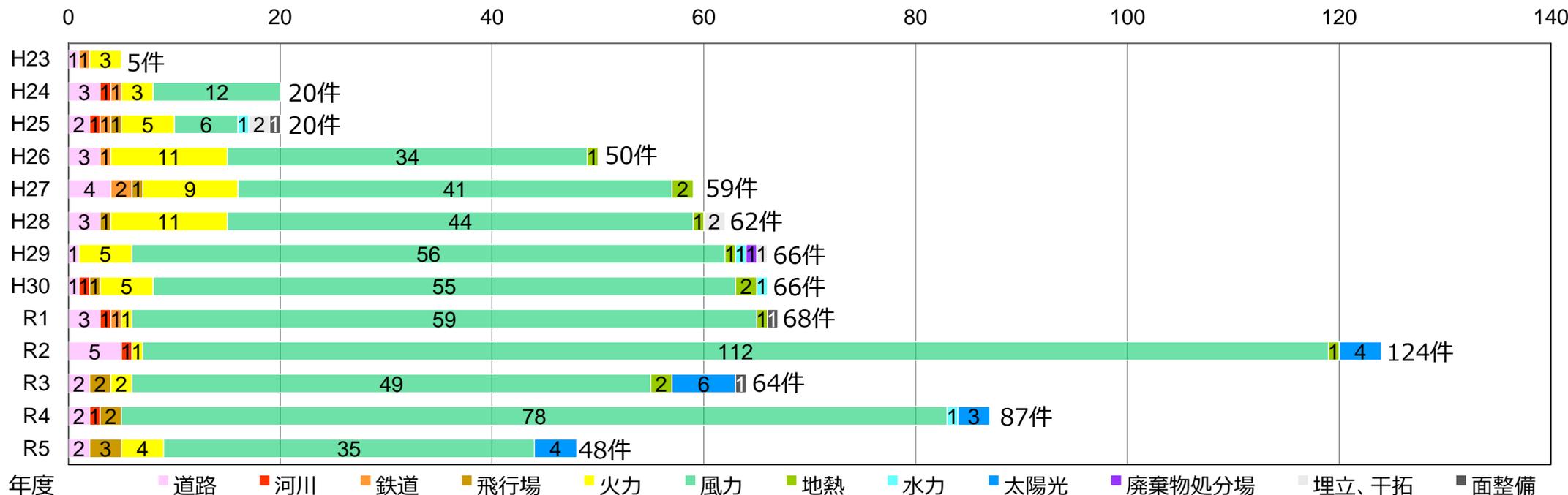
- これまでに、環境影響評価法に基づき865事業の環境影響評価手続が実施されている（令和6年9月末時点）。
- 令和5年度は、環境影響評価法に基づき48件の環境大臣意見等を発出し、そのうち約7割が風力発電となっている。

<環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実績（令和6年9月末時点）>

道路	河川	鉄道	飛行場	火力	風力	地熱	水力	太陽光	原子力	廃棄物処分場	埋立、干拓	面整備	合計
96	12	25	14	81	555	8	5	18	8	7	15	21	865

※環境影響評価法に基づき、手続が実施された事業の総数を示している（手続中のもの、手続が完了したもの、手続中に事業が廃止になったものを含み、第2種事業に係るスクリーニング手続のみ実施されたものは含まない。）。

<事業種別の環境大臣意見等の提出件数の推移>



※各環境影響評価図書等に対し、環境大臣意見等を提出した合計件数を示している。
 ※風力発電については、環境影響評価法施行令の改正により平成23年に対象事業に追加され、平成24年から改正政令が施行された。
 ※太陽光発電については、環境影響評価法施行令の改正により令和元年に対象事業に追加され、令和2年から改正政令が施行された。

事業種別の環境大臣意見等の傾向

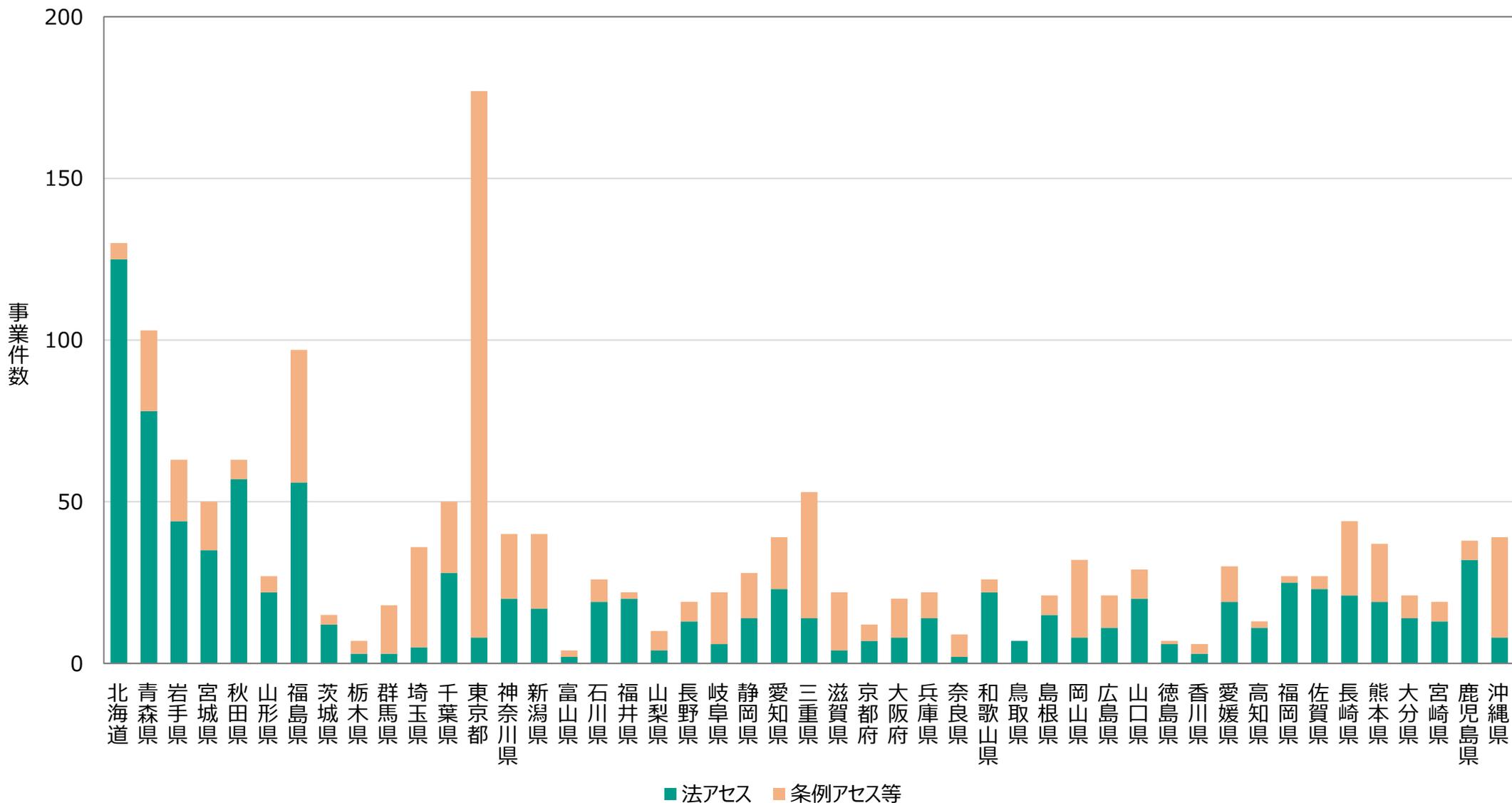
- 平成23年度から令和5年度までに、環境大臣が準備書又は評価書に対して意見等を述べた事業（256件）のうち、事業実施の再検討、事業計画の見直し、事業実施区域の縮小、施設の配置変更を求めたものは45件（17.6%）、環境影響評価に用いるデータが不十分であることから、追加的な環境調査の実施を求めたものは48件（18.8%）となっている。
- そのうち、事業実施の再検討、事業計画の見直し、事業実施区域の縮小、施設の配置変更を求めたものの割合が最も高かった事業は、陸上風力発電となっている（22.6%）。

<事業種別の環境大臣意見等の傾向（平成23年度から令和5年度まで）>

事業種	環境大臣が準備書又は評価書 に対して意見等を述べた件数	事業実施の再検討、事業計画の見直し、 事業実施区域の縮小、施設の配置変更 を求めた件数	追加的な環境調査の実施を求めた件数
道路	9件	0件（0%）	3件（33.3%）
河川	5件	0件（0%）	0件（0%）
鉄道	10件	1件（10.0%）	4件（40.0%）
飛行場	6件	0件（0%）	0件（0%）
陸上風力発電	164件	37件（22.6%）	40件（24.4%）
洋上風力発電	10件	0件（0%）	0件（0%）
火力発電	30件	6件（20.0%）	0件（0%）
太陽光発電	8件	1件（12.5%）	1件（12.5%）
水力発電	3件	0件（0%）	0件（0%）
地熱発電	6件	0件（0%）	0件（0%）
公有水面埋立・干拓	4件	0件（0%）	0件（0%）
面開発	1件	0件（0%）	0件（0%）
合計	256件	45件（17.6%）	48件（18.8%）

※平成23年度から令和5年度までに、準備書又は評価書に対して、環境大臣が意見等を述べた原子力発電及び廃棄物最終処分場に係る事業はなかった。

(参考) 各都道府県における環境影響評価手続の実績



※上図では、平成11年～令和5年までの間に、各都道府県が環境影響評価手続に関与した事業の合計件数を示している（環境影響評価情報支援ネットワークの掲載情報を基に作成。）。
 ※「条例アセス等」の実績については、条例に加え、要綱等に基づき手続が実施された事業を含む。

前回法改正事項のフォローアップ

環境影響評価法の前回改正事項の概要

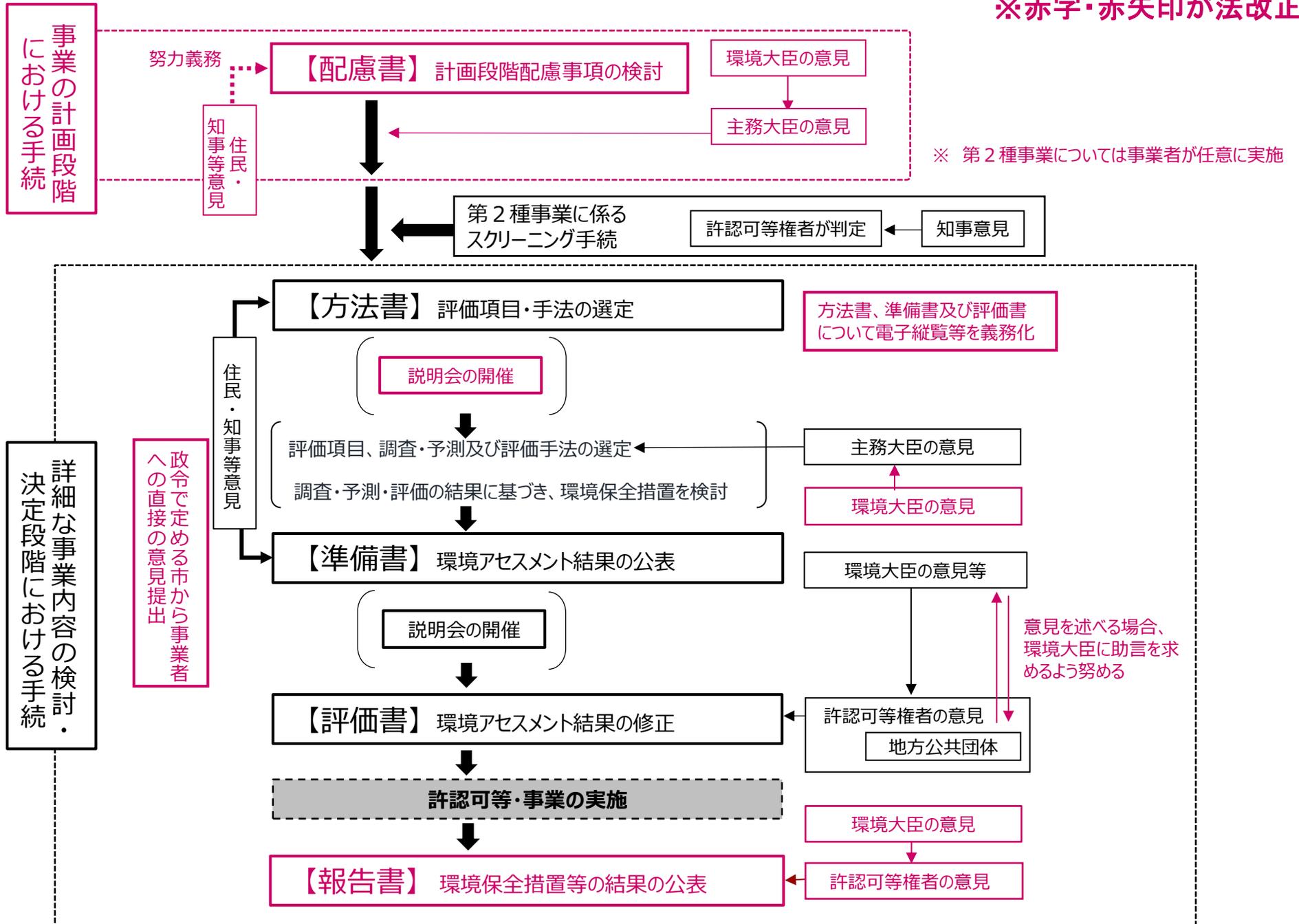


- 平成23年に成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律」により、①配慮書手続の導入、②情報交流の拡大、③環境大臣意見の提出機会の拡大、④政令で定める市の意見提出機会の創設、⑤報告書手続の導入等が図られた。

改正事項	主な内容
① 配慮書手続の導入	<ul style="list-style-type: none">・早期段階における環境配慮の確保を目的とし、事業者は、計画の立案段階において、事業の位置・規模や施設の配置等の複数案を設定の上、環境配慮のために必要な事項について検討し、その検討結果を配慮書として取りまとめることとした。・作成した配慮書は、国に送付するとともに公表し、国は環境の保全の見地から意見を述べることとした。加えて、事業者は、配慮書の内容について、一般及び関係地方公共団体の意見を取り入れるよう努めることとした。
② 情報交流の拡大	<ul style="list-style-type: none">・環境影響評価図書へのアクセスの利便性の向上による情報交流の拡大を目的とし、事業者が環境影響評価図書を作成したときは、事業者の事務所などにおいて当該図書を縦覧に供するとともに、インターネットによって公表することを新たに義務付けることとした。・分量や専門用語が増加傾向にある方法書の内容の理解を促進することを目的とし、方法書の記載事項について周知するための説明会の実施を義務付けることとした。
③ 環境大臣意見の提出機会の拡大	<ul style="list-style-type: none">・方法書手続段階において、主務大臣が事業者から技術的な助言を受けたい旨の申出を受けたときには、主務大臣はあらかじめ環境大臣の意見を聴かなければならないこととした。・免許等を行う者が地方公共団体の長等である場合、評価書の内容に対して事業者へ意見を述べる際には、地方公共団体の長等は、環境大臣へ助言を求めよう努めなければならぬこととした。 <p>(※) 法改正前は、地方公共団体が免許等を行う事業である場合、環境大臣が地方公共団体に対して意見を述べる手続は設けられていなかった。</p>
④ 政令で定める市の意見提出機会の創設	<ul style="list-style-type: none">・地方分権の進展を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合には、政令で定める市が事業者に対して直接意見を述べるものとした。
⑤ 報告書手続の導入	<ul style="list-style-type: none">・環境配慮の実効性を確保する等の観点から、事業者は、事後調査の結果、講じた環境保全措置の内容等を報告書として取りまとめることとした。・作成した報告書は、免許等を行う者に送付するとともに公表し、免許等を行う者は環境の保全の見地から意見を述べることとした。 <p>(※) 発電所については、電気事業法の特例によって、免許等を行う者への報告書の送付が適用除外となっており、事業者による報告書の公表のみが義務付けられている。</p>

(参考) 環境影響評価法の前回改正事項のイメージ図

※赤字・赤矢印が法改正事項

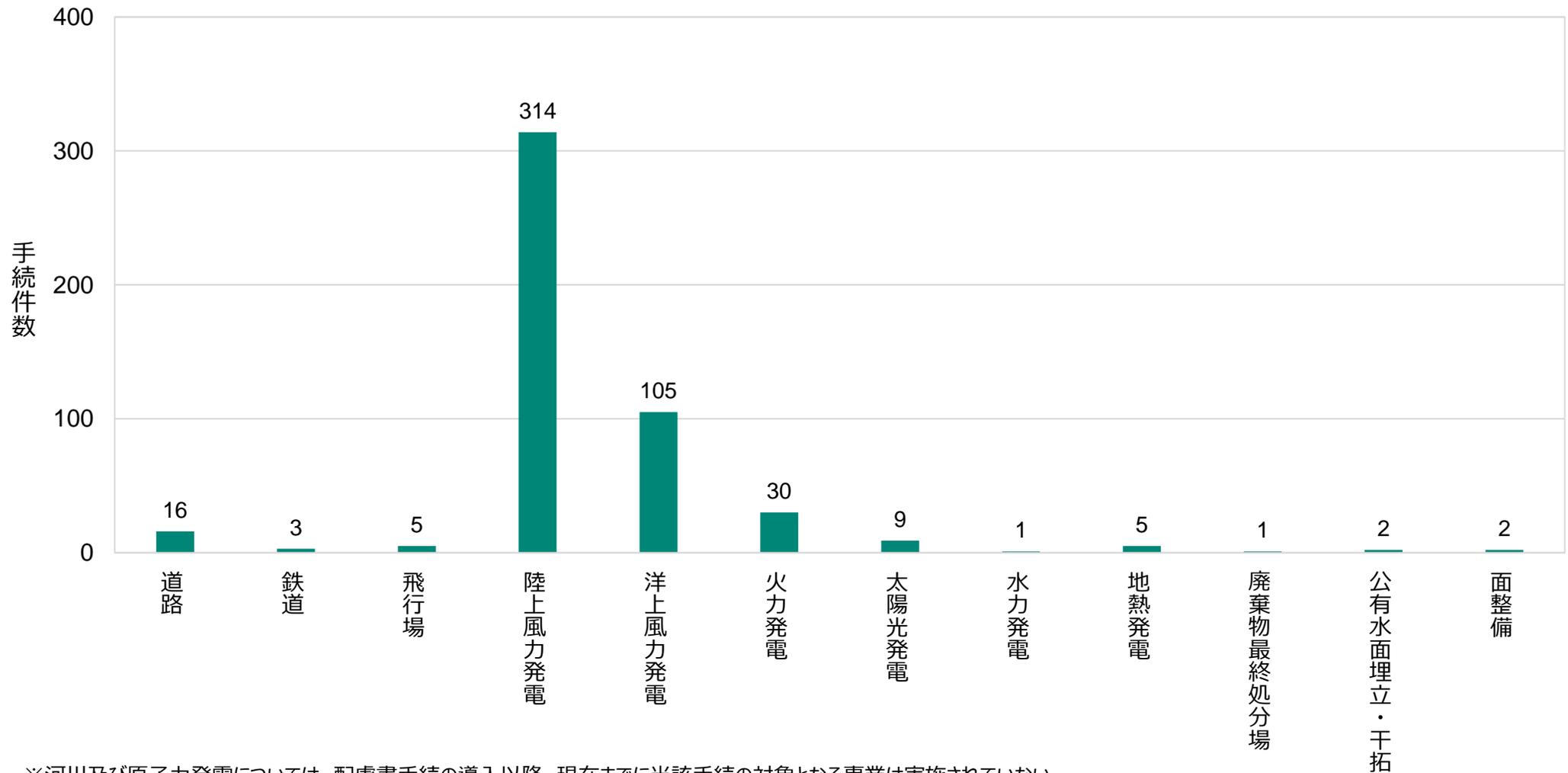


配慮書手続の導入に係るフォローアップ

■配慮書手続の件数

- 令和6年3月末までに実施された配慮書手続の件数は、合計493件であった。そのうち、風力発電に係る手続件数は、**419件（全体の85.0%）**となっている。

（※）本資料では、主務大臣意見の発出に至ったものを配慮書手続が実施された件数として計上した（主務大臣意見の発出前に、事業が廃止となったものは含まない。）。



※河川及び原子力発電については、配慮書手続の導入以降、現在までに当該手続の対象となる事業は実施されていない。

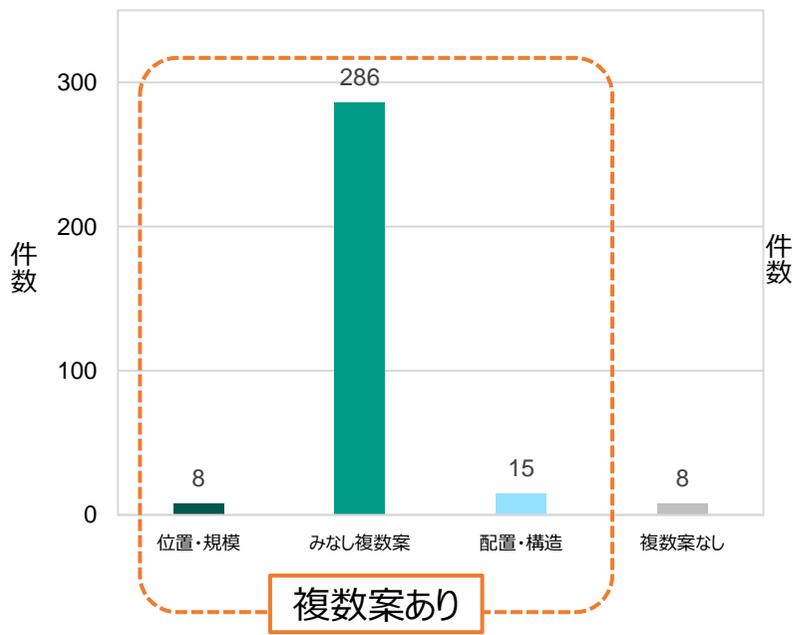
配慮書手続の導入に係るフォローアップ

■複数案の検討状況

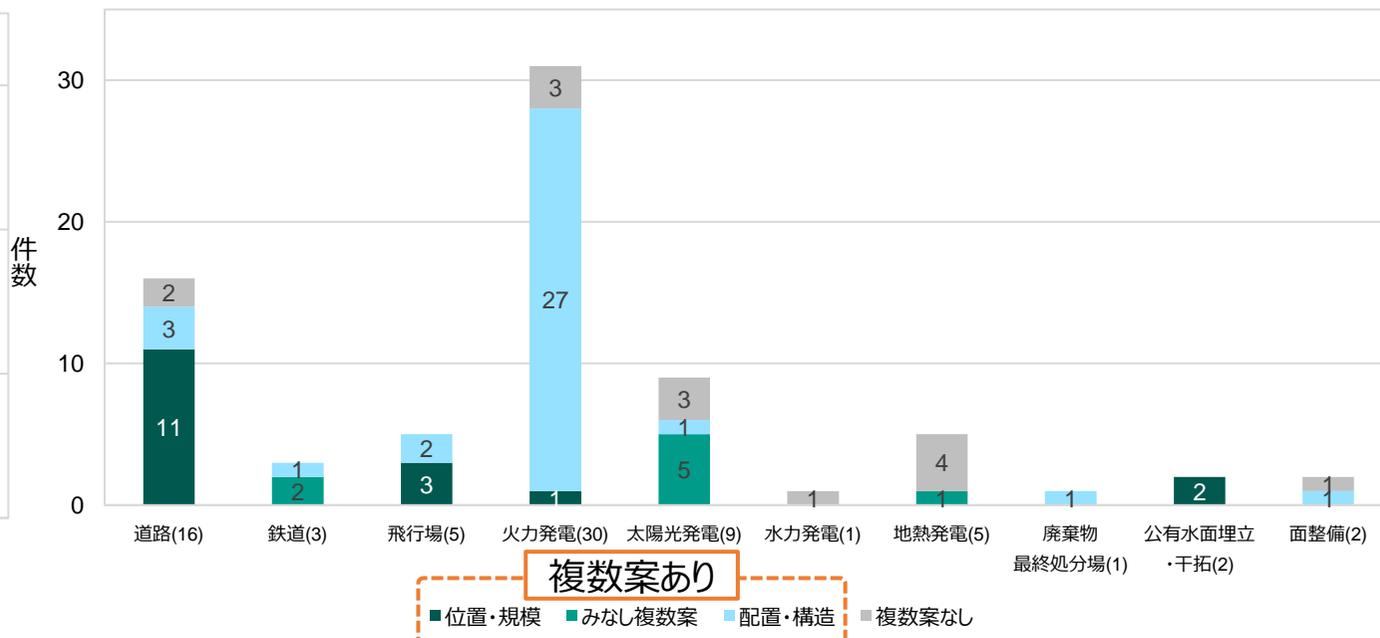
- 陸上風力発電における配慮書では、合計314件の手続のうち、**306件（全体の97.5%）**において複数案の検討が実施され、更にそのうち、286件（全体の91.1%）において位置・規模のみなし複数案が検討されている。
- 陸上風力発電以外の事業では、合計74件の手続のうち、**60件（全体の81.1%）**において複数案の検討が実施され、更にそのうち、17件（全体の23.0%）において位置・規模の複数案、36件（全体の48.6%）において配置・構造の複数案が検討されている。

（※）洋上風力発電については、再エネ海域利用法に基づき「有望な区域」等に選定された区域が事業実施想定区域として設定される事業が大多数であり、位置・規模のみなし複数案の検討が実施される案件がほとんどであった。

陸上風力発電の配慮書における複数案の検討状況
(合計314件)



その他事業の配慮書における複数案の検討状況（合計74件）



※環境影響評価情報支援ネットワークの掲載情報又は配慮書の記載内容等に基づき、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」を参照の上、複数案の検討状況の分析を行った。

※「位置・規模」の複数案と「配置・構造」の複数案の両方を検討している場合は、それぞれに数値を計上しているため、全体の件数は、複数案の検討内容ごとの件数の和と一致しない。

※「みなし複数案」とは、計画段階配慮を行う段階では、事業実施想定区域を広く設定しておき、以降の環境影響評価手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業区域を絞り込んでいくような手法で検討を進めていくことを指している（「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階技術手法に関する検討会 平成25年3月））。

※配慮書手続における複数案の検討内容として、ゼロオプションが選定された事例は確認されなかった。

配慮書手続の導入に係るフォローアップ

■一般及び関係地方公共団体への意見聴取状況

- 配慮書手続段階における一般及び関係地方公共団体への意見聴取は、事業者の努力義務とされている。
- 令和6年3月末までに、法に基づき実施された陸上風力発電に係る配慮書手続（合計314件）のうち、
 - 一般意見聴取を実施しているものは313件（99.7%）
 - 関係地方公共団体への意見聴取を実施しているものは309件（98.4%）
 となっている。
- 陸上風力発電以外の事業に係る配慮書手続（合計179件）では、
 - 一般意見聴取を実施しているものは168件（93.9%）
 - 関係地方公共団体への意見聴取を実施しているものは174件（97.2%）
 となっている。

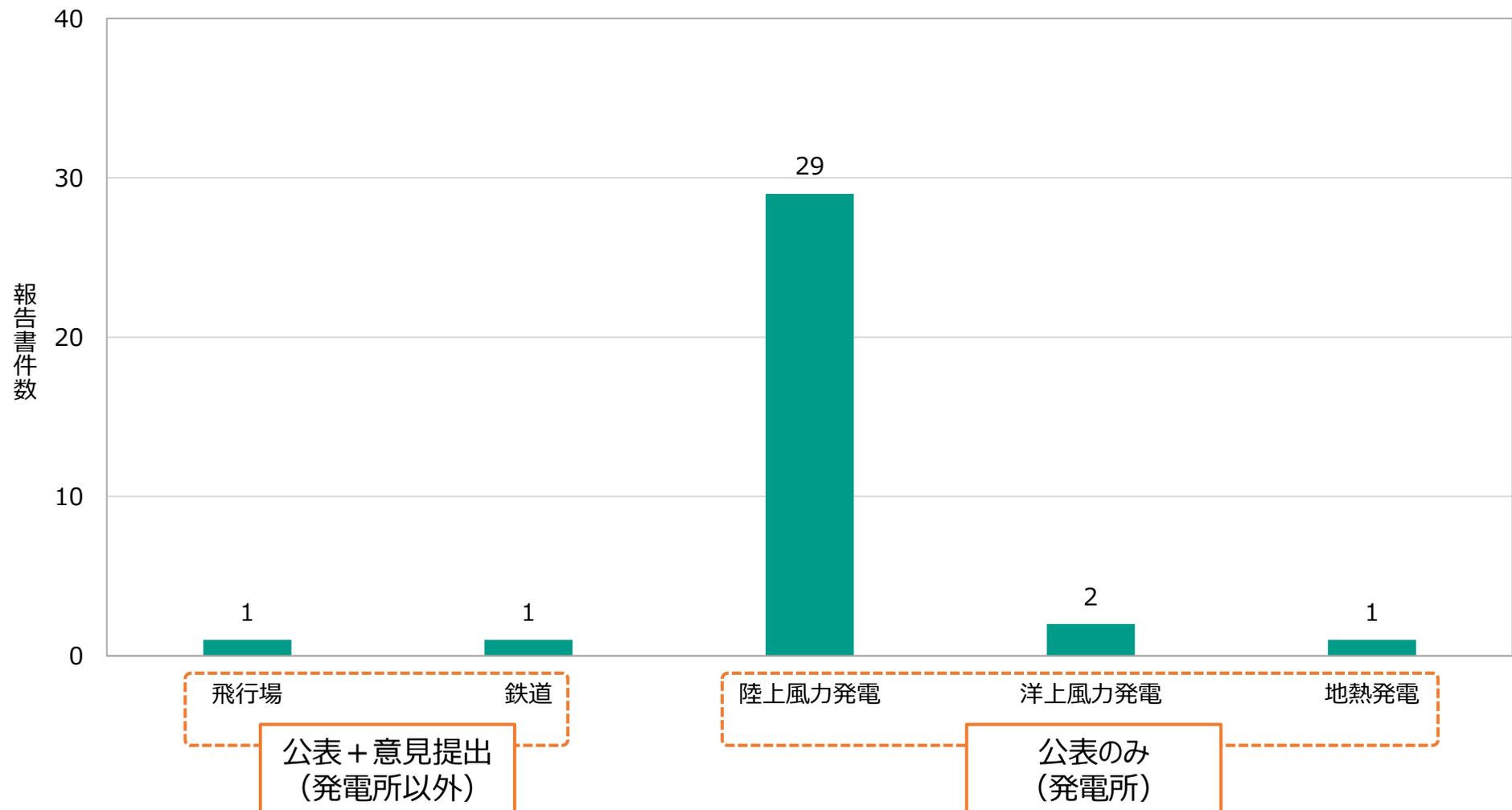
	道路	鉄道	飛行場	陸上 風力発電	洋上 風力発電	火力発電	太陽光 発電	水力発電	地熱発電	廃棄物 最終処分場	埋立・干拓	面開発
手続件数	16件	3件	5件	314件	105件	30件	9件	1件	5件	1件	2件	2件
一般意見 聴取の実施	9件 (56.3%)	3件 (100%)	4件 (80%)	313件 (99.7%)	101件 (96.2%)	30件 (100%)	9件 (100%)	1件 (100%)	5件 (100%)	1件 (100%)	2件 (100%)	2件 (100%)
関係地方 公共団体 意見聴取の実施	14件 (87.5%)	3件 (100%)	4件 (80%)	309件 (98.4%)	103件 (98.1%)	30件 (100%)	9件 (100%)	1件 (100%)	5件 (100%)	1件 (100%)	2件 (100%)	2件 (100%)

※環境影響評価情報支援ネットワークの掲載情報又は各環境影響評価図書の記載内容等に基づき、意見聴取を実施していることが確認できた件数を計上した。

※道路事業において、一般意見聴取の実施をしていない7件のうち、6件については、配慮書手続の前に実施されたPI（施策の立案や事業の計画・実施などの課程で、関係する住民や利用者などに情報を公開した上で、広く意見聴取を行い、それらに反映することをパブリック・インボルブメントという。）の段階でアンケート調査を実施し、住民の意見聴取が実施されている。

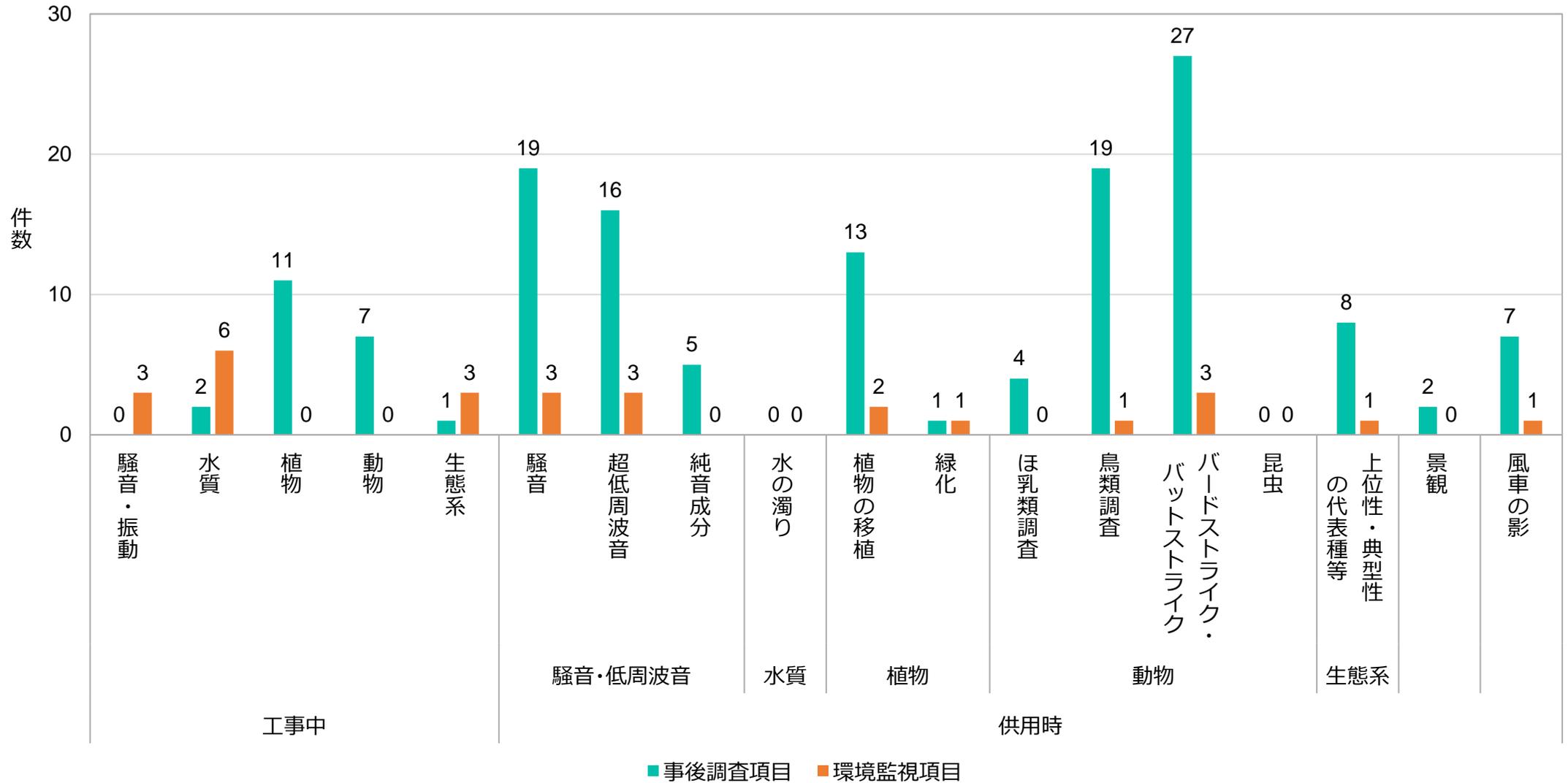
報告書手続の導入に係るフォローアップ

- 令和6年4月末までに、**報告書が公表され、かつ免許等を行う者へ環境大臣が意見を述べた事業は、飛行場と鉄道の2件**となっている。
- 発電所については、電気事業法の特例によって、免許等を行う者への報告書の送付が適用除外となっており、事業者による報告書の公表のみが義務付けられている。なお、環境省の調査において、**発電所に係る報告書の公表が確認された事業は、32件**となっている。



(参考) 陸上風力発電に係る報告書の記載内容

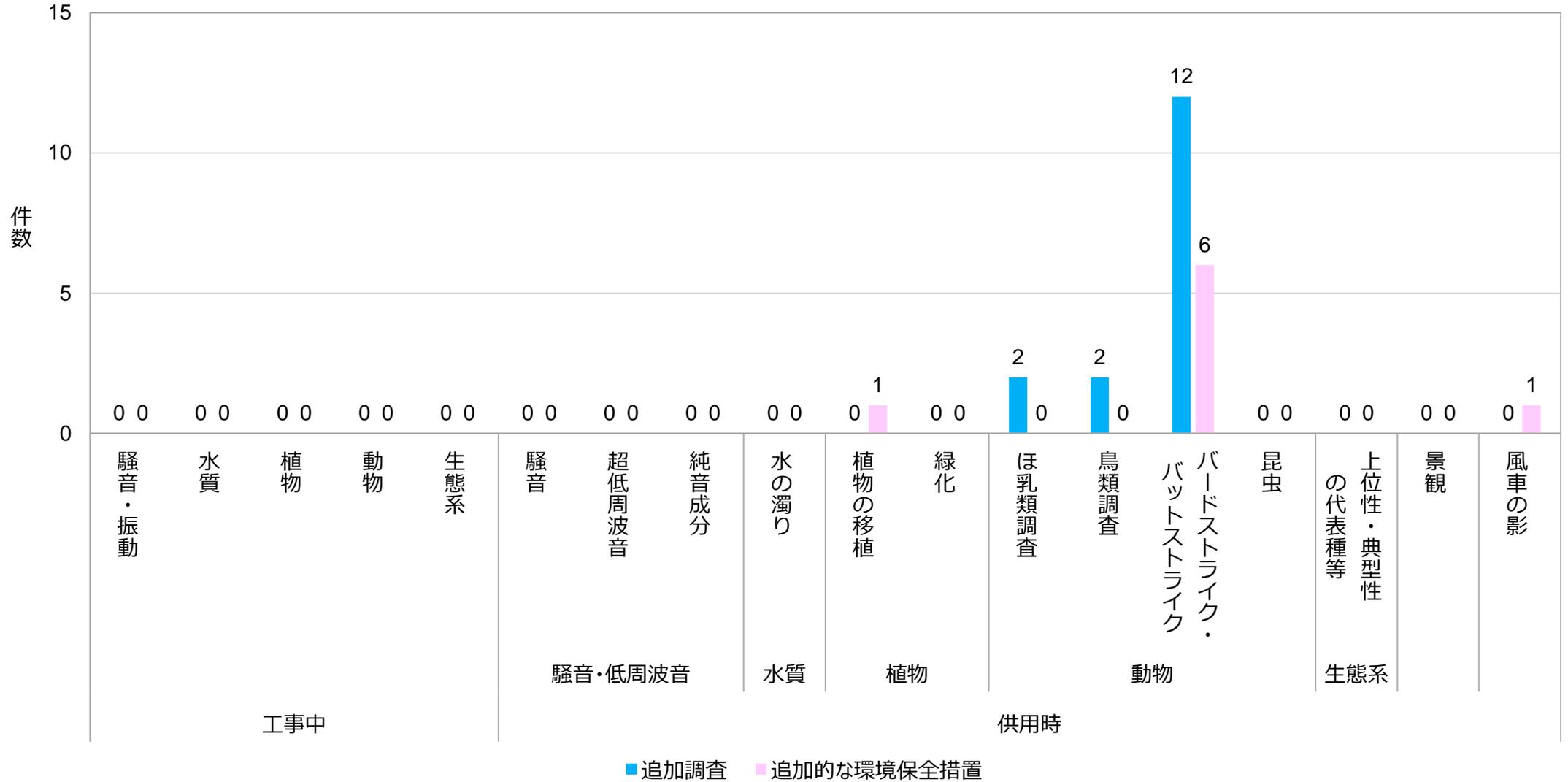
工事着手後に実施された事後調査及び環境監視の項目（報告書掲載内容）



※環境省の調査によって令和6年4月までに公表が確認された29件の陸上風力発電に係る報告書を対象に、工事着手後に実施された事後調査及び環境監視の項目を整理した。
 ※「事後調査」とは、環境影響評価法において、「環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置」とされているものを指し、基本的事項において、予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等に、工事中及び供用後の環境の状況等を把握するための調査とされているものを指す。
 ※「環境監視」とは、事後調査以外の取組であって、事業者が他の法令等に基づき、あるいは必要に応じて実施する環境の状況等を継続的に把握するための調査・測定等の取組を指す。
 ※「鳥類調査」とは、主に飛翔状況調査や繁殖状況調査等を指し、「バードストライク・バットストライク」に係る調査とは、主に死骸調査を指す。

(参考) 陸上風力発電に係る報告書の記載内容

工事着手後に実施された追加調査及び追加的な環境保全措置の項目（報告書掲載内容）



※環境省の調査によって令和6年4月までに公表が確認された29件の陸上風力発電に係る報告書を対象に、工事着手後に実施された事後調査及び環境監視の項目を整理した。

その他の改正事項に係るフォローアップ



＜環境大臣意見の提出機会の拡大＞

- 方法書手続段階において、事業者より、主務大臣に対して技術的な助言を受けたい旨の申出がなかったことから、環境大臣が主務大臣に対して意見を述べる機会はなかった。
- **評価書手続段階において、免許等を行う地方公共団体の長等の求めに応じ、環境大臣が助言をした事業は計4件**となっている。

※改正法の施行以降、地方公共団体の長等が免許等を行う事業において、環境大臣への助言が求められなかったものは、計6件となっている。

助言をした年	対象事業種	助言の提出先
平成25年	公有水面の埋立事業	沖縄県知事、那覇港管理組合
平成25年	公有水面の埋立事業	新潟県知事
平成28年	公有水面の埋立事業	福岡県知事、苅田港港湾管理者、北九州市長、北九州港港湾管理者
令和元年	公有水面の埋立事業	愛知県知事、常滑港港湾管理者

＜政令で定める市の意見提出機会の創設＞

- これまでに、**6の政令で定める市から、事業者に対して直接意見が述べられている。**

意見をした年	政令市名	事業種	意見対象
令和4年	仙台市	発電所（太陽電池）	方法書
令和5年			準備書
平成30年	横浜市	公有水面の埋立	方法書
平成30年			準備書
令和2年	横浜市	土地区画整理事業	方法書
令和3年			準備書
平成25年	新潟市	公有水面の埋立	準備書
平成30年			方法書
令和3年	浜松市	発電所（陸上風力）	方法書
令和2年			方法書
令和5年	浜松市	発電所（陸上風力）	準備書
平成30年			方法書
令和3年	神戸市	廃棄物最終処分場	準備書
令和2年			方法書
令和6年	北九州市	発電所（火力）	方法書
平成27年			方法書
平成30年	北九州市	発電所（火力）	準備書
平成30年			方法書
令和2年	北九州市	発電所（洋上風力）	準備書

※情報交流の拡大に係る改正については、定量的な情報の整理等が困難であるため、本資料におけるフォローアップの対象外とした。

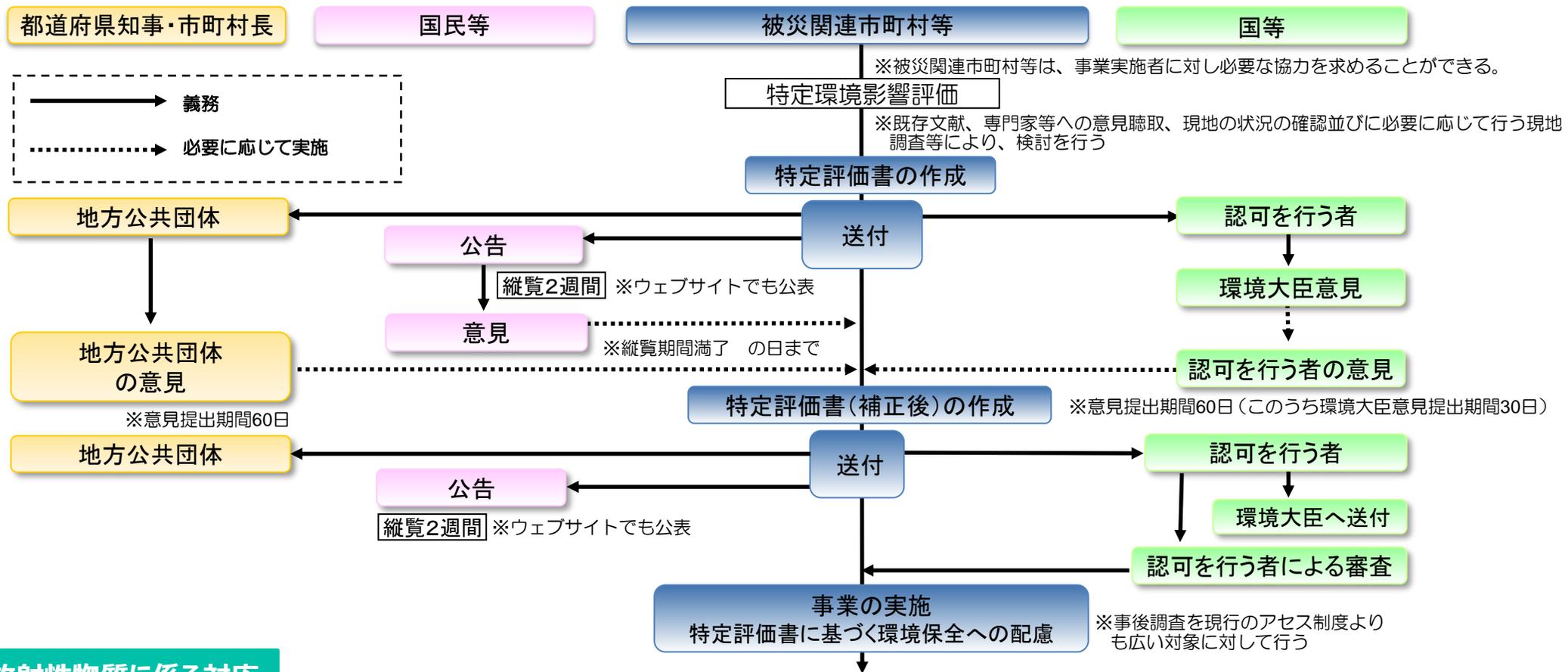
前回法改正以降の主な取組

東日本大震災からの復興・復旧への対応

①復興特区における特定アセス手続

- 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とし、東日本大震災復興特別区域法が平成23年に制定。同法においては、復興事業への迅速な着手と環境保全の両立を図る観点から、**復興整備計画に位置付けられた復興整備事業のうち、土地区画整理事業、鉄道事業及び軌道事業について、環境影響評価手続の特例措置が設けられた。**

※その他、平成23年3月11日の東日本大震災の発災時には、迅速な現状復旧等を図っていく観点から、環境影響評価法第52条第1項の規定に基づき、災害復旧事業等に係る環境影響評価手続に関する規定が全て適用除外とされた。



②放射性物質に係る対応

- 放射性物質による環境の汚染の防止のための措置が可能であることを明確化するため、平成24年に環境基本法が改正され、放射性物質による汚染防止の措置を原子力基本法等に委ねることとする旨の規定が削除された。これを受け、**環境影響評価法が改正され、放射性物質に係る適用除外規定が削除されたことにより、環境影響評価の対象に放射性物質による環境への影響を含めることとなった。**

■対象事業への追加

- 風力発電施設の設置に当たっては、**騒音、バードストライク等の環境影響の懸念**があることから、中央環境審議会の答申を踏まえ、環境影響評価法施行令が平成23年に改正され、**風力発電が環境影響評価法の対象事業に追加された**。
(※) 環境影響評価法施行令の改正政令は、平成24年10月に施行された。
- 規模要件の検討に当たっては、風力発電に係る環境影響の情報が十分ではなかったため、火力発電の場合の土地改変面積、風力発電と同様な環境に設置される地熱発電の規模水準、騒音・低周波音に対する苦情の発生割合等を参考とし、**第1種事業の規模要件が1万kWとされた**。

【参考】中央環境審議会答申（平成22年）（抄）

近年我が国における風力発電施設の導入量は増加しており、地球温暖化対策の推進により、今後、民間事業者による大規模な風力発電事業の大幅な増加が予想される。

風力発電施設の設置に当たっては、騒音、バードストライク等の被害も報告されている。現在は、一部の地方公共団体において条例による環境影響評価が義務付けられている他、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が作成したマニュアルによる自主的な環境影響評価が実施されているものの、条例以外による環境影響評価等を実施した風力発電設備設置者に対するアンケートにおいては、環境影響評価を実施した案件のうち約4分の1が住民の意見聴取手続を行っていないこと、また、NGOへのヒアリングにおいては、方法書・評価書案の縦覧を行わずに補助金の申請がなされている事例があること、といった課題が挙げられている。また、電気事業法（昭和39年法律第170号）の許認可を捉えて環境影響評価を実施することが可能である。以上の点も踏まえ、風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべきである。



出典：一般社団法人 日本風力発電協会HP

風力発電に係る環境影響評価手続



■規模要件の見直し

- 令和2年に内閣府特命担当大臣（規制改革）主宰で開催された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、環境影響評価法の対象となる風力発電に係る規模要件の見直し等について指摘がなされた。
- これを受け、令和2年度に環境省・経済産業省が開催した有識者検討会において、
 - ・最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点から検討した結果、第1種事業の規模要件は5万kWが適当
 - ・小規模な事業であっても、著しい環境影響が懸念される事業が存在すること等を鑑み、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な環境アセスメントの実施に向けた検討が必要等の結論が得られた。
- その後、風力発電の環境影響評価手続に係る規制改革実施計画の閣議決定も経て、令和3年に環境影響評価法施行令の改正が行われ、風力発電に係る規模要件の見直しを実施。令和4年度は、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントについて検討するため、環境省・経済産業省が有識者検討会を開催し、検討会報告書を取りまとめた。

<風力発電に係る規模要件>

	第1種事業	第2種事業
規模要件の改正前	1万kW以上	7,500kW以上1万kW未満
規模要件の改正後	5万kW以上	3.75万kW以上5万kW未満

<規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）（抄）>

- a：環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象となる第1種事業の風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。
- b1：立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。
- b2：立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントの運用強化について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。

- **風力発電所のリプレース**については、総出力はリプレース前後で同程度である場合が多い一方で、単機出力が大きくなると、一般に設備利用率が向上し、**より多くの発電電力量が見込まれる**。また、リプレース前の風力発電所は風況の良い地域に立地していることが多いことから、**風力発電所のリプレースは、再生可能エネルギーの主力電源化に資する**と考えられる。
- このような背景も踏まえ、事業者が風力発電所のリプレースに係る環境影響評価を実施する際に参考となるよう、**環境影響評価の考え方や具体的な調査・予測・評価の手法の例をガイドラインとして取りまとめ、令和2年に公表した**。

<ガイドラインの概要>

環境影響評価の項目の絞り込み、調査予測手法の簡略化の考え方の例

- 新たな土地の改変がない場合には、『植物』については項目として選定しないことが可。新たな土地の改変がある場合であっても、改変区域に特に重要な自然環境のまとまりの場がない場合には、植物相の調査は不要。
- 『動物』について、動物相の調査は不要。飛翔性動物（鳥類等）については、調査を行うが、既設の風力発電所におけるバードストライク調査を行っておけば、リプレース後の施設に関する飛翔調査は不要（ただし、既存情報によりイヌワシ・オジロワシが生息する場合等を除く。）。
- 『騒音』について、既存の風力発電所による影響が小さいことが明らかなき場合は調査不要。それ以外の場合も、調査の頻度や期間を合理化可能。
- その他、『地形地質』等の項目についても、現地の状況等により項目として選定しないことが可能。

「土地又は工作物の存在及び供用」に係る
合理化の考え方を整理した参考項目

環境要素	土地又は工作物の存在及び供用	
	地形改変及び 施設の存在	施設の稼働
騒音		○
地形・地質	○	
風車の影		○
動物	○	○
植物	○	
生態系	○	○
景観	○	
人と自然との 触れ合いの活動の場	○	

※当該ガイドラインにおいて想定したリプレース事業は、リプレース後の風力発電設備がリプレース前のものから300m以内の範囲であることに加え、リプレース後の風力発電所の出力がリプレース前から10%以上増加しないものとなっている。

※当該ガイドラインでは、右表において「○」を付けた項目に係る環境影響評価の合理化を検討対象とした。

洋上風力発電に係る環境配慮のための制度検討



- 2050年ネットゼロの実現に向け、環境配慮を図るとともに、洋上風力発電の導入が円滑に進むよう、**中央環境審議会の答申を踏まえ、再エネ海域利用法改正法案を国会へ提出**。改正法案には、**領海及びEEZにおける洋上風力発電の区域指定に当たり、環境大臣が海洋環境調査を行うこと**等の規定を盛り込んでいる。
- 改正法案は、第213回通常国会において審査未了のため、継続審査とされたが、令和6年10月の衆議院解散に伴い、廃案となった。

再エネ海域利用法※施行（平成31年4月） ※海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）



- ◆ 洋上風力発電の環境影響評価制度の在り方に関する有識者検討会（令和5年1月から7月にかけて開催）

中央環境審議会へ「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方」について諮問（令和5年9月）



- ◆ 中央環境審議会総合政策部会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」（令和5年11月から令和6年2月にかけて計3回開催）

洋上風力発電に係る環境配慮のための新たな制度案として、**中央環境審議会の1次答申（風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について）が公表**（令和6年3月）



当該1次答申を踏まえ、「**海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案**」閣議決定、**第213回通常国会へ提出**（令和6年3月）



第213回通常国会において審査未了のため、継続審査とされたが、令和6年10月の衆議院解散に伴い、廃案となった。

- モニタリングの実施に当たっては、令和6年3月に公表された中央環境審議会の1次答申（風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について）において、**海外の先進事例も含め、最新の科学的知見等を踏まえ、早急に考え方を整理し、事業における予見可能性の確保と科学的知見に立脚した環境配慮を両立するための具体的な内容を取りまとめたガイドラインを公表することが適当とされた。**
- このような背景を踏まえ、海外の動向や最新の科学的知見を基に、国と事業者の役割分担を含めたモニタリングの内容、環境配慮の確保に向けたモニタリング結果の活用方法等について整理し、ガイドラインの具体的な内容を検討するため、「洋上風力発電におけるモニタリング等に関する検討会」を開催している。
 - **検討会は令和6年7月30日に第1回が開催され、事業者向けのガイドラインを取りまとめるために、事業者が行うモニタリングの内容等について検討を進めているところ。**

「洋上風力発電におけるモニタリング等に関する検討会」概要

- 検討事項
 - ・ モニタリングの対象及び国と事業者の役割分担についての考え方
 - ・ 事業者が行うモニタリングの手法 等
 - ・ モニタリングデータの取扱い方法、モニタリング結果の活用方法 等
 - ・ 事業者向けガイドライン案
- 検討スケジュール・検討内容

第1回（7月30日）	： 検討の背景と今後の検討方針、モニタリング等に関する基本的な考え方
第2回（10月28日）	： 事業者が行うモニタリングの内容、モニタリングの具体的な内容
第3回（冬頃）	： モニタリングの具体的な内容の確認、モニタリングデータの取扱い、 個別事業におけるモニタリング結果の活用
第4回（年度内）	： ガイドライン案の取りまとめ

(参考) 領海における洋上風力発電に係る環境配慮のための制度案の概要



現行制度の課題

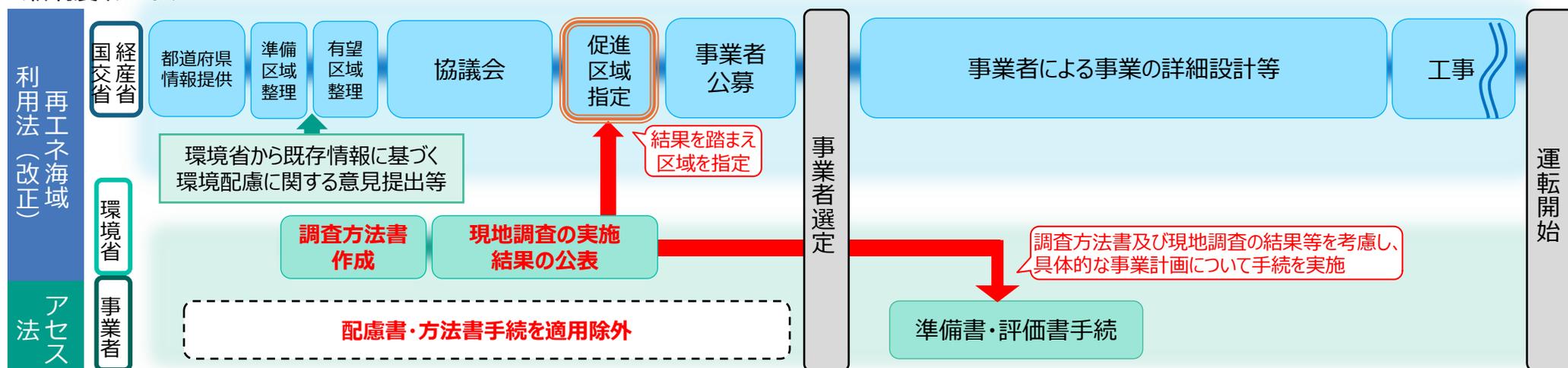
再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定と、環境影響評価手続が独立していること等により、以下のような課題が生じている。

- 洋上風力発電事業の環境影響は、風車の立地場所等によるところが大きいことを踏まえ、**国が促進区域を指定する際に、現行の環境配慮の仕組み（環境省への協議）に加え、より適正な環境配慮を行うことが必要。**
- 促進区域に係る事業者選定の前に**複数事業者が同一海域で環境影響評価手続を行うことで、地域における大きな混乱・負担及び行政コストの増大**につながっている。

環境配慮のための制度案

- 促進区域の指定前に、**環境省が詳細な環境情報を取得するための現地調査等を実施し、当該調査の結果を踏まえ、風車の立地制約が必要となる範囲や発電事業の実施における留意点等が示された取りまとめ結果を公表。**
- 現地調査等の実施に当たっては、意見聴取等の手続を行った上で、調査の項目や手法を記載した**調査方法書を環境省が作成。**
 - **調査結果に基づき、経済産業省及び国土交通省が促進区域を指定することで、より適正な環境配慮の確保が可能に。**
- 促進区域の指定段階と一貫した環境配慮がなされるよう、**選定された事業者は、環境省の調査結果等を活用し、具体的な事業計画に係る環境影響評価手続（準備書手続以降）を実施。配慮書手続及び方法書手続は適用除外とする。**
 - **複数事業者の手続の実施による地域の混乱・行政コストの増大に関する課題等を解消。**

<新制度イメージ>



(参考) EEZにおける洋上風力発電に係る環境配慮のための制度案の概要



EEZでの事業実施に係る制度案

EEZ における洋上風力発電事業の実施のため、経済産業省が**広域の募集区域を指定し、同区域内において、事業者から発電事業を実施する区域を自由に申請**させた上で、経済産業省及び国土交通省が審査・仮の許可を行い、その後、一定の要件に合致する場合には、洋上風力発電設備の設置を許可することとしている。

環境配慮のための制度案

- 募集区域の指定前の早期段階から、環境省がこれまでに収集された文献情報や環境データを中心に調査・分析・整理し、**環境保全の観点から開発を避けるべき区域の有無について取りまとめ、これらに基づき経済産業省が区域を指定**。

(※) 他方、沖合の環境に関する文献情報や環境データはそれ自体が限定的であることから、環境省は早急に当該データの拡充、とりわけ一般的な洋上風力発電事業の影響として指摘されている海洋に生息する鳥類等のデータの収集に取り組み、募集区域の指定の際に活かすことが重要。

- 募集区域のうち事業者が設定した区域については、**事業者による環境影響評価手続を通じて適正な環境配慮を確保**。なお、制度の合理性の観点から事業者による**配慮書手続は適用除外**とする。

➤ **環境省による調査等の結果に基づき、募集区域の指定がなされることで、適正な環境配慮の確保が可能に。**

<新制度イメージ>



- 太陽光発電施設の設置による環境保全上の懸念に対応するため、中央環境審議会の答申を踏まえ、環境影響評価法施行令が令和元年に改正され、**太陽光発電を環境影響評価法の対象事業に追加**。
(※) 環境影響評価法施行令の改正政令は、令和2年4月より施行された。
- 規模要件の検討に当たっては、条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準、太陽光発電の事業区域面積と平均的な出力の関係等を踏まえ、**第1種事業の規模要件が4万kWとされた**。
- また、**法や条例の対象とならない小規模な事業**についても、地域とのコミュニケーションを図りつつ、**自主的な環境配慮の取組を実施することを促進する観点から、太陽光発電の環境配慮ガイドラインを作成し、令和2年に公表した**。

【参考】中央環境審議会 答申（平成31年）（抄）

太陽光発電事業については、建物屋上や工場敷地内の空き地等に加え、森林等の中山間地域において大規模に設置する事例が増加している。新聞報道や地方公共団体へのアンケートの結果によれば、土砂災害や景観、水の濁り等の環境保全上の懸念が生じており、環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することが、地域の理解も得て、結果的に太陽光発電事業の円滑な普及促進に貢献することとなる。

適正な太陽光発電事業の導入促進のため、一部の地方公共団体において太陽光発電事業を環境影響評価条例の対象としているところであるが、様々な問題が全国的に顕在化している現状に鑑み、既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。



※環境省職員撮影

(参考) 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進。

<制度全体のイメージ>



市町村が、住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- 再エネ事業に関する促進区域や、
- 再エネ事業に求める
 - ・地域の環境保全のための取組
 - ・地域の経済・社会の発展に資する取組

を自らの計画に位置付ける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

事業者は、

- 協議会における合意形成を図りつつ、
- 市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、**環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。**

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。

※ **都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。**



● 令和6年6月、地球温暖化対策に関する法律を改正する法律が成立し、地域脱炭素化促進事業制度が拡充された。

現状・課題

各市町村が協議会を経て再エネ促進区域を設定

○促進区域の設定状況：令和4年4月の制度施行後45市町村

<課題1>

- ・市町村における**人材・専門的知見の不足**
- ・促進区域設定時の**市町村間の調整**



事業者が促進区域内で再エネ等の施設整備を行う地域脱炭素促進「事業計画」を作成



各市町村が協議会を経て事業計画を認定

※認定に当たり許認可手続を一元化（ワンストップ化特例）

○事業計画の認定状況：1件

<課題2>

- ・**複数市町村にわたる事業計画の認定手続が煩雑**
 - ◆事業者：各市町村に個別に事業計画認定を申請
 - ◆市町村：事業計画を各市町村が個別に認定

主な改正事項

① 都道府県及び市町村が共同して再エネ促進区域等を設定することが可能に

【参考】熊本県による促進区域設定に係る取組

熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、県が情報収集、ゾーニングマップ素案作成、協議会の開催等を主導。

② 複数市町村にわたる事業計画の認定等について都道府県が処理



◀ 二以上の市町村にわたる事業例
(秋田県湯上市・秋田市)

③ 許認可手続のワンストップ特例の対象に盛土規制法に係る許可手続を追加

環境影響評価図書の継続公開に係る取組

- 環境影響評価図書については、それぞれの手続の段階における縦覧・公表期間が終了した後は原則閲覧することができない。
- 環境省では、**国民の情報アクセスの利便性を高め、情報交流の拡充を図るとともに、環境影響予測・評価技術を向上させるため、平成30年度より、縦覧又は公表期間が終了した後についても、事業者の協力を得て、環境省において、環境影響評価図書の継続公開を進めている。**
- 令和6年9月までに環境影響評価手続が実施された**事業件数894件のうち、図書を継続公開している事業件数は89件となっている。**

(※) 地方公共団体では、8都府県・13市において、事業者の許諾を取得した上で、法又は条例に基づき作成された環境影響評価図書の継続公開が行われている。

<公開方法>

- 環境省ウェブサイトでの公開
http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-5_toshokokai/index.html
- 環境省図書館での公開

<公開の流れ>

- 協力の意思がある事業者は、環境省に、電子データ、図書と、許諾書を提出。
- 環境省では、ウェブサイトにて、著作権者の許諾を得ないで複製、転用等を行うことは禁止されている旨記載するなど、著作権法に基づく著作権者の権利について必要な保護を図った形で公開。

<公開状況> (令和6年9月時点)

事業種	事業数	図書数
道路	10	18
河川	2	2
鉄道	1	1
飛行場	7	20
発電所	64	79
火力	3	3
太陽光	4	4
陸上風力	47	62
洋上風力	10	10
廃棄物最終処分場	1	4
埋立て及び干拓	1	1
土地区画整理事業	3	6
合計	89	131

- 令和5年、環境アセスメント学会より、「環境アセスメント図書の制度的公開について」の提言がなされた。
- 当該提言では、地域の環境を保全するために重要な公的文書としての環境影響評価図書の位置付けを明確にし、幅広い関係者の共通の理解と積極的な関与や貢献が可能となるよう、**図書を継続的に公開するための制度的措置を環境影響評価法の見直しの柱の一つとして検討・実施していくことが要請**されている。

環境アセスメント図書の制度的公開について（抄）

縦覧に供されたアセス図書は、事業者が、事業による環境への影響を調査・予測・評価し作成したものである。その際、公的な環境情報が用いられ、その時点での当該地域における環境の状況を示すとともに、市民等の外部の意見や情報も取り入れて予測・評価が行われたものであり、関係者と知見を共有して作成された公的文書と捉えることができる。

事後調査結果を含めたアセス図書の情報は、地域の環境に関する基本情報に、事業実施に伴って生じる地域の環境の変化に関する情報を加えて作成され、将来的に地域の環境を良好に維持する上で有効であり効果的な情報となる。これは、地域の環境管理を進めるうえでの重要な情報であり、公的に共有し活用することが大いに期待されるものである。また、アセス図書の継続的な公開には、次のような意義もある。

✓ アセス図書の情報は、環境影響を予測評価する手法などの環境影響評価技術の向上に活用することが可能であり、様々なアセス図書作成に際しての参考事例にもなることから、アセス図書の質の向上に貢献し得る。

✓ 生物多様性や気候変動などの長期的な課題との関係で、アセス図書のデータは時系列としても重要な環境情報となる。

このように、アセス図書の共有、活用の仕組が整備されることは、環境アセスメントがより効果的に有効性を発揮することを可能とするものである。また、その方法として、アセス図書を電磁的に共有できるようにすることで、政府全体でデジタル変革が進められようとしている折、国民全体の情報資産になると言える。

（中略）

アセス図書は、地域の環境を保全するために重要な公的文書としての位置付けを明確にし、幅広い関係者の共通の理解と積極的な関与や貢献が可能となる枠組みを構築することが求められる。このため、継続的な公開のための制度的措置が不可欠であることから、アセス図書の制度的公開のための措置を環境影響評価法の見直しの重要な柱の一つとして採り上げ、検討、実施されることを要請したい。

また、デジタル変革に的確に対応するため、アセス図書の電磁的な共有方法に関して、技術的に最適な取り組みを進めることが必要である。

環境省による環境影響評価に係る情報提供に関する取組



- 環境省では、**環境アセスメントデータベース「EADAS」**、**環境影響評価情報支援ネットワーク「アセス支援ネット」**を整備・運用し、国民、地方公共団体、事業者等が広く利用・活用できる**環境影響評価に係る様々な情報を提供**。

EADAS

○概要

- 再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報を**ウェブサイト上の地理情報システム（GIS）**で**一元的に提供**。

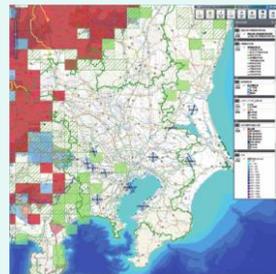
○目的

- 再生可能エネルギーの導入に向けた**ゾーニング**等の取組や**環境アセスメント**等の場面における**情報交流・理解促進**を通じて、**合意形成を促進**する。

○掲載している情報の例

- **地域の自然環境に関する情報**
（重要種の生息情報など）
- **地域の社会環境に関する情報**
（自然公園区域、保安林、砂防指定地、鳥獣保護区など）
- **再生可能エネルギーに関する情報**
（計画中の風力発電所・風況マップ、系統マップなど）

※令和5年度の年間閲覧数（Page View数）は5,290万件。



アセス支援ネット

○概要

- 過去に実施された環境アセスメントの事例や、環境アセスメントに関連する資料など**環境アセスメントに関する情報を収集・整理し、一元的に提供するウェブサイト**。

○目的

- 環境アセスメントに関する情報を、国民、地方公共団体、事業者等に広く提供することで、**環境アセスメント制度の適切かつ円滑な運用を促進**する。

○掲載している情報の例

- **環境アセスメント制度に関する情報**
（法令、制度のあらまし、地方公共団体の環境アセスメントなど）
- **環境アセスメントの事例**
（個別の事業の手续状況、環境影響評価図書の公開など）
- **環境アセスメントに関する資料・検討会情報**
（全国共通の指針・報告書、検討会の開催情報など）

※令和5年度の年間閲覧数（Page View数）は94万件。



前回法改正事項のフォローアップ

- 環境影響評価法の前回改正において、
 - 配慮書手続が導入されたことにより、計画の立案段階において、事業の位置・規模等の複数案が設定され、事業の早期段階から環境配慮に係る検討が実施されるようになった。
 - 報告書手続が導入されたことにより、事後調査の結果、講じた環境保全措置の内容等が公表され、環境配慮の実効性を高めることが可能になった。
- 適正な環境配慮を確保する観点から、これらの改正事項は効果的に機能していると考えられるか。

再エネの導入に係る環境影響評価制度の役割

- 2050年ネット・ゼロ及び2030年度温室効果ガス46%削減目標の実現に向け、再エネの最大限の導入拡大が必要となる一方で、近年、再エネ導入に伴う環境への影響等に対する地域の懸念が高まっている。
- とりわけ今後の導入拡大が期待されている風力発電事業のうち、陸上風力発電事業については、事業の特性を踏まえた効率的・効果的な環境影響評価制度の在り方について検討が必要とされている。
- このような状況の中、適正な環境配慮と地域との共生を図りながら再エネを導入拡大していくために、環境影響評価制度が果たすべき役割とは何か。

その他現行制度の課題

- その他、近年の社会経済情勢や関連制度の動向など環境影響評価制度をとりまく状況の変化を踏まえつつ、より適正な環境配慮を確保する制度とするために、どのような課題が考えられるか。